

令和 7 年 7 月 4 日
政策統括官付参事官付世帯統計室

室 長 笹木 義勝
室長補佐 中内 健治
室長補佐 山瀬 亀久郎

(担当・内線)
世帯担当 国民生活基礎統計第一係(7500,7587)
所得担当 国民生活基礎統計第二係(7588)

(代 表 電 話) 03(5253)1111
(直 通 電 話) 03(3595)2974

2024（令和 6）年 国民生活基礎調査の概況

目 次

調査の概要	-----	1 頁
結果の概要		
Ⅰ 世帯数と世帯人員の状況		
1 世帯構造及び世帯類型の状況	-----	3
2 65 歳以上の者のいる世帯の状況	-----	4
3 65 歳以上の者の状況	-----	6
4 児童のいる世帯の状況	-----	7
Ⅱ 各種世帯の所得等の状況		
1 年次別の所得の状況	-----	9
2 所得の分布状況	-----	10
3 世帯主の年齢階級別の所得の状況	-----	10
4 所得の種類別の状況	-----	11
5 生活意識の状況	-----	12
統計表	-----	13
用語の説明	-----	17

2024（令和 6）年国民生活基礎調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページ(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>

【利用上の注意】

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の2分の1未満の場合	0, 0.0
減少数(率)の場合	△

- (2) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。また、増減数や増減率は公表数値から算出している。
- (3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る1985(昭和60)年以前の数値は「厚生行政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」による。
- (4) 1995(平成7)年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。
- (5) 2011(平成23)年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら3県分を除いたものとなっている。
- (6) 2012(平成24)年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。
- (7) 2016(平成28)年は、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施しておらず、数値は熊本県分を除いたものとなっている。
- (8) 2020(令和2)年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査を実施していない。

調 査 の 概 要

1 調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2024(令和6)年は中間年であるので、世帯の基本的事項及び所得について調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、2020(令和2)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯(約6万1千世帯)及び世帯員(約13万5千人)を、所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯(約7千世帯)及び世帯員(約1万6千人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

①世帯票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

②所得票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舍に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

3 調査の実施日

世帯票 …… 2024(令和6)年6月6日(木)

所得票 …… 2024(令和6)年7月11日(木)

4 調査の事項

世帯票 …… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

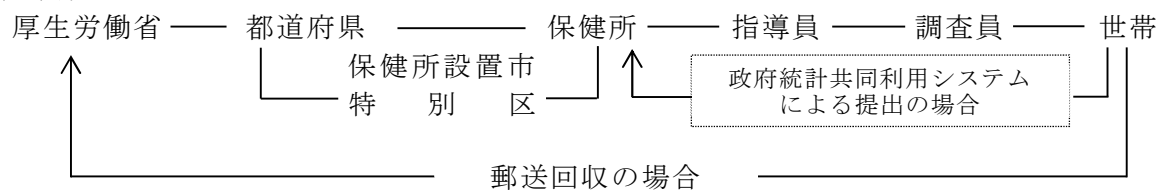
所得票 …… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

5 調査の方法

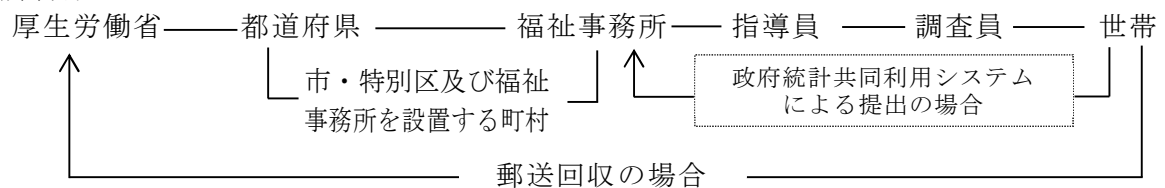
- ① 調査員が、世帯に調査票及びオンライン回答用書類を配布した。
- ② 世帯は、調査票に自ら記入し、後日、調査員に記入済み調査票を提出、又は政府統計共同利用システムにより回答した。なお、調査員が調査票を回収する場合、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収とした。
- ③ 調査員が再三訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、前記②による回収又は回答が困難な世帯については、調査員は、当該世帯に対して調査票郵送用封筒を配布の上、記入済み調査票を厚生労働大臣に対し郵送提出することを求めた。

6 調査の系統

① 世帯票



② 所得票



7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票	61,229 世帯	40,425 世帯	40,362 世帯
所得票	7,427 世帯	5,023 世帯	4,901 世帯

※ 国民生活基礎調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための統計調査である。

結 果 の 概 要

I 世帯数と世帯人員の状況

1 世帯構造及び世帯類型の状況

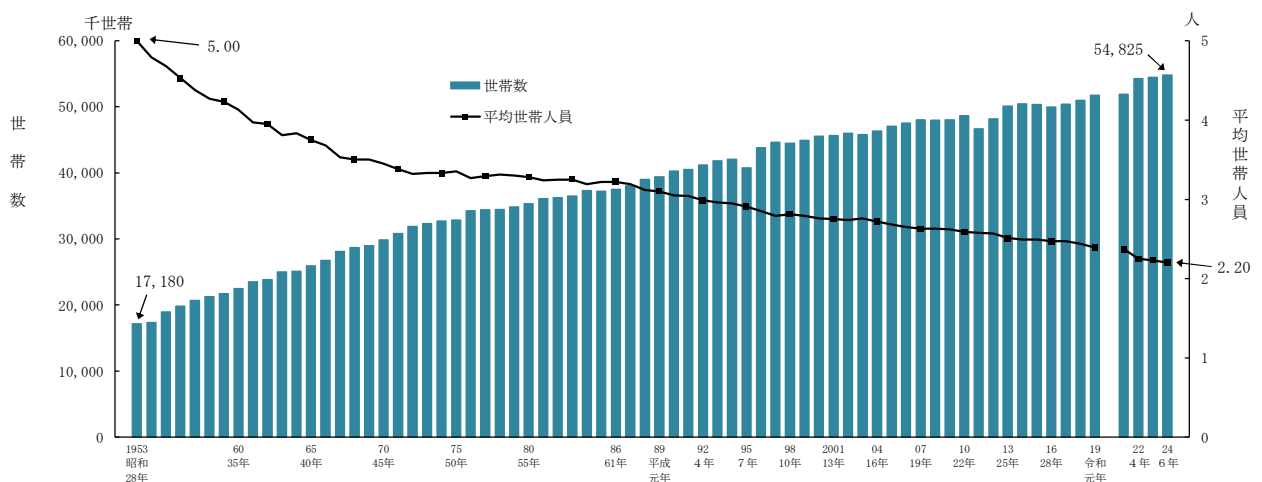
2024(令和6)年6月6日現在における全国の世帯総数は5482万5千世帯となっている。
世帯構造をみると、「単独世帯」が1899万5千世帯(全世帯の34.6%)で最も多く、
次いで「夫婦のみの世帯」が1354万4千世帯(同24.7%)、「夫婦と未婚の子のみの世帯」
が1321万8千世帯(同24.1%)となっている。
世帯類型をみると、「高齢者世帯」は1720万7千世帯(全世帯の31.4%)となってい
る。(表1、図1)

表1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移

	総 数	世 帯 構 造						世 帯 類 型				平 均 世 帯 人 員
		単独世帯	夫婦のみ の 世 帯	夫 婦 と 未 婚 の 子 の みの 世 帯	ひとり親と 未 婚 の 子 の みの 世 帯	三 世 代 世 帯	そ の 他 の 世 帯	高 齢 者 世 帯	母子世帯	父子世帯	そ の 他 の 世 帯	
推 計 数 (単位：千世帯)												(人)
1986 (昭和61)年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
’89 (平成元)	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
’92 (4)	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
’95 (7)	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
’98 (10)	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
2001 (13)	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
’04 (16)	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
’07 (19)	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
’10 (22)	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
’13 (25)	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
’16 (28)	49 945	13 434	11 850	14 744	3 640	2 947	3 330	13 271	712	91	35 871	2.47
’19 (令和元)	51 785	14 907	12 639	14 718	3 616	2 627	3 278	14 878	644	76	36 187	2.39
’22 (4)	54 310	17 852	13 330	14 022	3 666	2 086	3 353	16 931	565	75	36 738	2.25
’23 (5)	54 452	18 495	13 395	13 516	3 731	2 050	3 264	16 560	560	71	37 261	2.23
’24 (6)	54 825	18 995	13 544	13 218	3 912	1 868	3 289	17 207	590	60	36 968	2.20
構 成 割 合 (単位：％)												
1986 (昭和61)年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
’89 (平成元)	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
’92 (4)	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
’95 (7)	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
’98 (10)	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
2001 (13)	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
’04 (16)	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
’07 (19)	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
’10 (22)	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
’13 (25)	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	・
’16 (28)	100.0	26.9	23.7	29.5	7.3	5.9	6.7	26.6	1.4	0.2	71.8	・
’19 (令和元)	100.0	28.8	24.4	28.4	7.0	5.1	6.3	28.7	1.2	0.1	69.9	・
’22 (4)	100.0	32.9	24.5	25.8	6.8	3.8	6.2	31.2	1.0	0.1	67.6	・
’23 (5)	100.0	34.0	24.6	24.8	6.9	3.8	6.0	30.4	1.0	0.1	68.4	・
’24 (6)	100.0	34.6	24.7	24.1	7.1	3.4	6.0	31.4	1.1	0.1	67.4	・

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2011(平成23)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
3) 2012(平成24)年の数値は、福島県を除いたものである。
4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
5) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。

2 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯は2760万4千世帯（全世帯の50.3%）となっている。

世帯構造をみると、「単独世帯」が903万1千世帯（65歳以上の者のいる世帯の32.7%）で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が878万6千世帯（同31.8%）、「親と未婚の子のみの世帯」が561万9千世帯（同20.4%）となっている。（表2、図2）

表2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

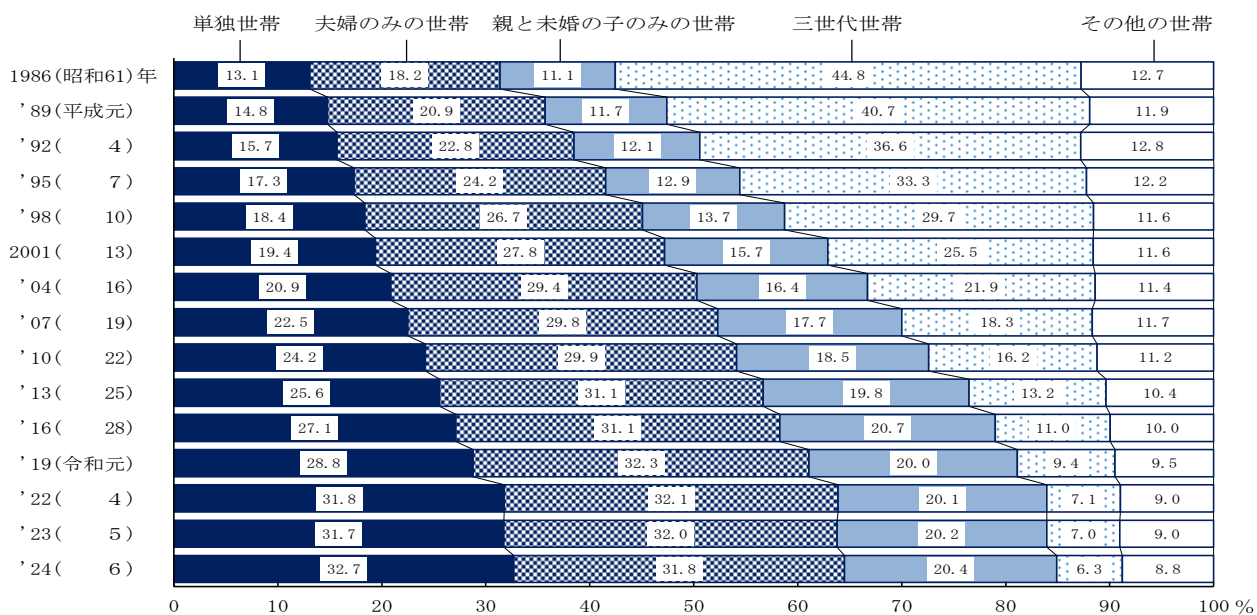
	65歳以上の者のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	(再掲) 65歳以上の者のみの世帯
推 計 数 (単位：千世帯)								
1986(昭和61)年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
'89(平成元)	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
'92(4)	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
'95(7)	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
'98(10)	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
2001(13)	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
'04(16)	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
'07(19)	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986
'10(22)	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 836	3 348	2 313	10 188
'13(25)	22 420	(44.7)	5 730	6 974	4 442	2 953	2 321	11 594
'16(28)	24 165	(48.4)	6 559	7 526	5 007	2 668	2 405	13 252
'19(令和元)	25 584	(49.4)	7 369	8 270	5 118	2 404	2 423	14 856
'22(4)	27 474	(50.6)	8 730	8 821	5 514	1 947	2 463	16 915
'23(5)	26 951	(49.5)	8 553	8 635	5 432	1 898	2 433	16 537
'24(6)	27 604	(50.3)	9 031	8 786	5 619	1 751	2 416	17 190
構 成 割 合 (単位：%)								
1986(昭和61)年	100.0	・	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
'89(平成元)	100.0	・	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
'92(4)	100.0	・	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
'95(7)	100.0	・	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
'98(10)	100.0	・	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
2001(13)	100.0	・	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
'04(16)	100.0	・	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
'07(19)	100.0	・	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
'10(22)	100.0	・	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
'13(25)	100.0	・	25.6	31.1	19.8	13.2	10.4	51.7
'16(28)	100.0	・	27.1	31.1	20.7	11.0	10.0	54.8
'19(令和元)	100.0	・	28.8	32.3	20.0	9.4	9.5	58.1
'22(4)	100.0	・	31.8	32.1	20.1	7.1	9.0	61.6
'23(5)	100.0	・	31.7	32.0	20.2	7.0	9.0	61.4
'24(6)	100.0	・	32.7	31.8	20.4	6.3	8.8	62.3

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

図2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65 歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が 903 万 1 千世帯（高齢者世帯の 52.5%）、「夫婦のみの世帯」が 749 万 8 千世帯（同 43.6%）となっている（表 3、図 3）。

「単独世帯」をみると、男は 36.0%、女は 64.0%となっている。

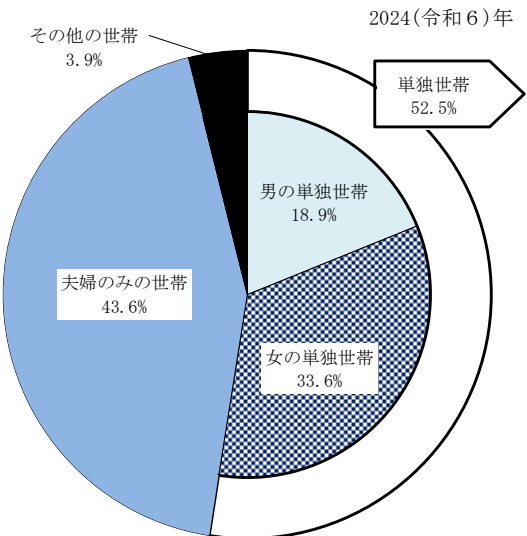
性別に年齢構成をみると、男は「70～74 歳」が 27.0%、女は「85 歳以上」が 25.6%で最も多くなっている。（図 4）

表 3 高齢者世帯の世帯構造の年次推移

	高齢者世帯	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
	推 計 数 （単位：千世帯）					
1986（昭和61）年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
’89（平成元）	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
’92（ 4）	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
’95（ 7）	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
’98（10）	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
2001（13）	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
’04（16）	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
’07（19）	9 009	4 326	1 174	3 153	4 390	292
’10（22）	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876	313
’13（25）	11 614	5 730	1 659	4 071	5 513	371
’16（28）	13 271	6 559	2 095	4 464	6 196	516
’19（令和元）	14 878	7 369	2 577	4 793	6 938	571
’22（ 4）	16 931	8 730	3 138	5 592	7 562	640
’23（ 5）	16 560	8 553	3 042	5 511	7 303	704
’24（ 6）	17 207	9 031	3 255	5 777	7 498	678
	構 成 割 合 （単位：%）					
1986（昭和61）年	100.0	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
’89（平成元）	100.0	52.1	10.0	42.0	45.0	2.9
’92（ 4）	100.0	50.6	9.4	41.1	46.2	3.2
’95（ 7）	100.0	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
’98（10）	100.0	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
2001（13）	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3.3
’04（16）	100.0	47.4	11.5	35.9	49.5	3.1
’07（19）	100.0	48.0	13.0	35.0	48.7	3.2
’10（22）	100.0	49.2	13.9	35.3	47.8	3.1
’13（25）	100.0	49.3	14.3	35.1	47.5	3.2
’16（28）	100.0	49.4	15.8	33.6	46.7	3.9
’19（令和元）	100.0	49.5	17.3	32.2	46.6	3.8
’22（ 4）	100.0	51.6	18.5	33.0	44.7	3.8
’23（ 5）	100.0	51.6	18.4	33.3	44.1	4.2
’24（ 6）	100.0	52.5	18.9	33.6	43.6	3.9

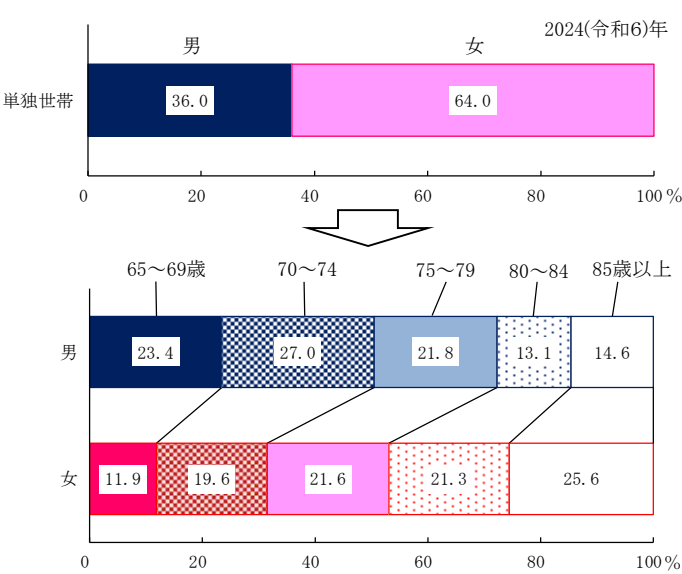
注：1）1995（平成7）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。
3）「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図 3 高齢者世帯の世帯構造



注：「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図 4 65 歳以上の単独世帯の性・年齢構成



3 65歳以上の者の状況

65歳以上の者は4032万6千人となっている。

家族形態をみると、「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方又は一方が65歳以上）の者が1628万4千人（65歳以上の者の40.4%）で最も多く、次いで「子と同居」の者が1334万6千人（同33.1%）、「単独世帯」の者が903万1千人（同22.4%）となっている。（表4）

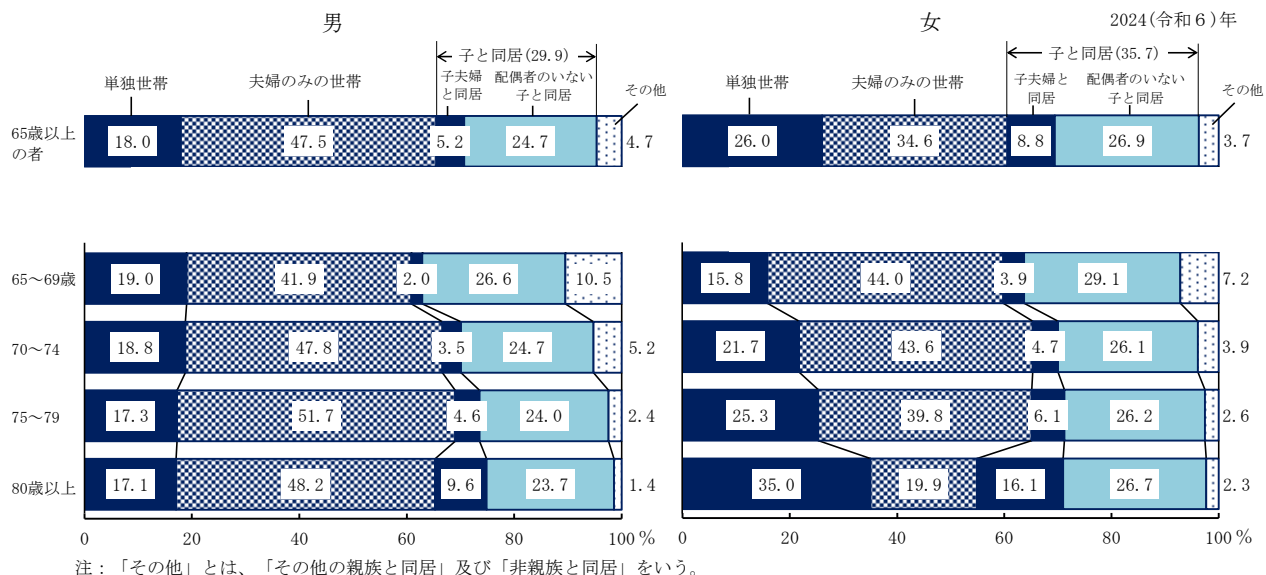
表4 65歳以上の者の家族形態の年次推移

	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居	その他の親族と同居	非親族と同居
推 計 数 （単位：千人）								
1986（昭和61）年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37
’89（平成元）	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29
’92（ 4）	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41
’95（ 7）	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31
’98（10）	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36
2001（13）	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41
’04（16）	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55
’07（19）	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45
’10（22）	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
’13（25）	32 394	5 730	12 487	12 950	4 498	8 452	1 193	33
’16（28）	35 315	6 559	13 721	13 570	4 034	9 536	1 420	44
’19（令和元）	37 631	7 369	15 208	13 527	3 756	9 771	1 492	35
’22（ 4）	40 297	8 730	16 383	13 569	3 038	10 531	1 562	54
’23（ 5）	39 527	8 553	15 938	13 378	3 155	10 223	1 584	74
’24（ 6）	40 326	9 031	16 284	13 346	2 899	10 447	1 608	57
構 成 割 合 （単位：％）								
1986（昭和61）年	100.0	10.1	22.0	64.3	46.7	17.6	3.2	0.3
’89（平成元）	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2
’92（ 4）	100.0	11.7	27.6	57.1	38.7	18.4	3.4	0.3
’95（ 7）	100.0	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9	3.5	0.2
’98（10）	100.0	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1	4.0	0.2
2001（13）	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0	3.8	0.2
’04（16）	100.0	14.7	36.0	45.5	23.6	21.9	3.6	0.2
’07（19）	100.0	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0	3.8	0.2
’10（22）	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1
’13（25）	100.0	17.7	38.5	40.0	13.9	26.1	3.7	0.1
’16（28）	100.0	18.6	38.9	38.4	11.4	27.0	4.0	0.1
’19（令和元）	100.0	19.6	40.4	35.9	10.0	26.0	4.0	0.1
’22（ 4）	100.0	21.7	40.7	33.7	7.5	26.1	3.9	0.1
’23（ 5）	100.0	21.6	40.3	33.8	8.0	25.9	4.0	0.2
’24（ 6）	100.0	22.4	40.4	33.1	7.2	25.9	4.0	0.1

注：1）1995（平成7）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

性・年齢階級別にみると、年齢が高くなるにしたがって男は「子夫婦と同居」の割合が高くなっており、女は「単独世帯」と「子夫婦と同居」の割合が高くなっている（図5）。

図5 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態



4 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯は907万4千世帯で全世帯の16.6%となっており、児童が「1人」いる世帯は432万9千世帯（全世帯の7.9%、児童のいる世帯の47.7%）、「2人」いる世帯は355万6千世帯（全世帯の6.5%、児童のいる世帯の39.2%）となっている。

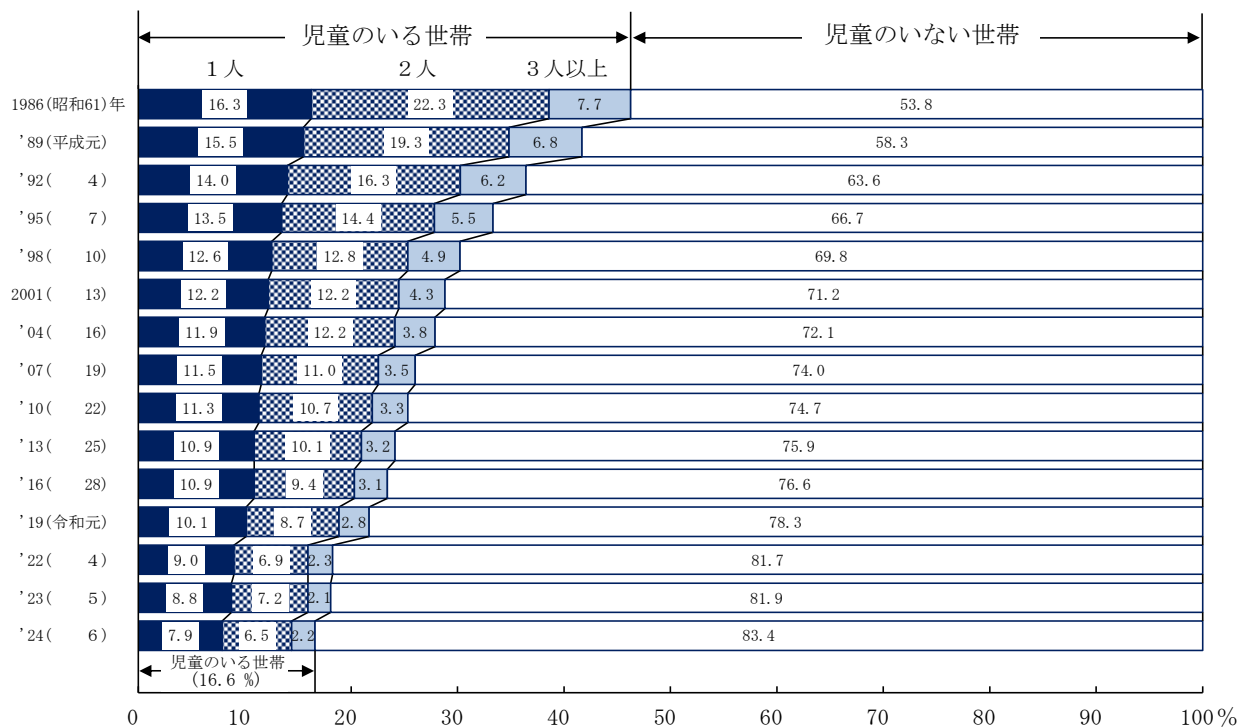
世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が718万3千世帯（児童のいる世帯の79.2%）で最も多く、次いで「三世帯世帯」が97万5千世帯（同10.7%）となっている。（表5、図6）

表5 児童数別、世帯構造別児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移

	児童のいる 世帯	全世帯に 占める割合 (%)	児 童 数			世 帯 構 造					児 童 の い る 世 帯 の い る 平 均 児 童 数
			1 人	2 人	3 人 以上	核 家 族 世 帯	夫 婦 と 未 婚 の 子 の み の 世 帯	ひとり親と 未 婚 の 子 の み の 世 帯	三世帯世帯	そ の 他 の 世 帯	
推 計 数 (単位：千世帯)											
1986 (昭和61)年	17 364	(46.2)	6 107	8 381	2 877	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83
'89 (平成元)	16 426	(41.7)	6 119	7 612	2 695	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81
'92 (4)	15 009	(36.4)	5 772	6 697	2 540	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
'95 (7)	13 586	(33.3)	5 495	5 854	2 237	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78
'98 (10)	13 453	(30.2)	5 588	5 679	2 185	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
2001 (13)	13 156	(28.8)	5 581	5 594	1 981	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
'04 (16)	12 916	(27.9)	5 510	5 667	1 739	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
'07 (19)	12 499	(26.0)	5 544	5 284	1 671	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
'10 (22)	12 324	(25.3)	5 514	5 181	1 628	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70
'13 (25)	12 085	(24.1)	5 457	5 048	1 580	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70
'16 (28)	11 666	(23.4)	5 436	4 702	1 527	9 386	8 576	810	1 717	564	1.69
'19 (令和元)	11 221	(21.7)	5 250	4 523	1 448	9 252	8 528	724	1 488	480	1.68
'22 (4)	9 917	(18.3)	4 889	3 772	1 256	8 374	7 744	629	1 104	439	1.66
'23 (5)	9 835	(18.1)	4 782	3 902	1 152	8 106	7 465	642	1 105	624	1.65
'24 (6)	9 074	(16.6)	4 329	3 556	1 189	7 842	7 183	659	975	257	1.68
構 成 割 合 (単位：%)											
1986 (昭和61)年	100.0	・	35.2	48.3	16.6	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	・
'89 (平成元)	100.0	・	37.2	46.3	16.4	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	・
'92 (4)	100.0	・	38.5	44.6	16.9	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	・
'95 (7)	100.0	・	40.4	43.1	16.5	69.3	65.1	4.3	26.9	3.7	・
'98 (10)	100.0	・	41.5	42.2	16.2	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	・
2001 (13)	100.0	・	42.4	42.5	15.1	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	・
'04 (16)	100.0	・	42.7	43.9	13.5	74.2	68.5	5.7	22.5	3.3	・
'07 (19)	100.0	・	44.4	42.3	13.4	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	・
'10 (22)	100.0	・	44.7	42.0	13.2	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	・
'13 (25)	100.0	・	45.2	41.8	13.1	79.6	72.0	7.5	16.3	4.2	・
'16 (28)	100.0	・	46.6	40.3	13.1	80.5	73.5	6.9	14.7	4.8	・
'19 (令和元)	100.0	・	46.8	40.3	12.9	82.5	76.0	6.5	13.3	4.3	・
'22 (4)	100.0	・	49.3	38.0	12.7	84.4	78.1	6.3	11.1	4.4	・
'23 (5)	100.0	・	48.6	39.7	11.7	82.4	75.9	6.5	11.2	6.3	・
'24 (6)	100.0	・	47.7	39.2	13.1	86.4	79.2	7.3	10.7	2.8	・

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 「その他の世帯」には、「単身世帯」を含む。

図6 児童の有（児童数）無の年次推移



児童のいる世帯における母の仕事の状況をみると、「仕事あり」の割合は80.9%となっている（表6、図7）。

表6 児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移

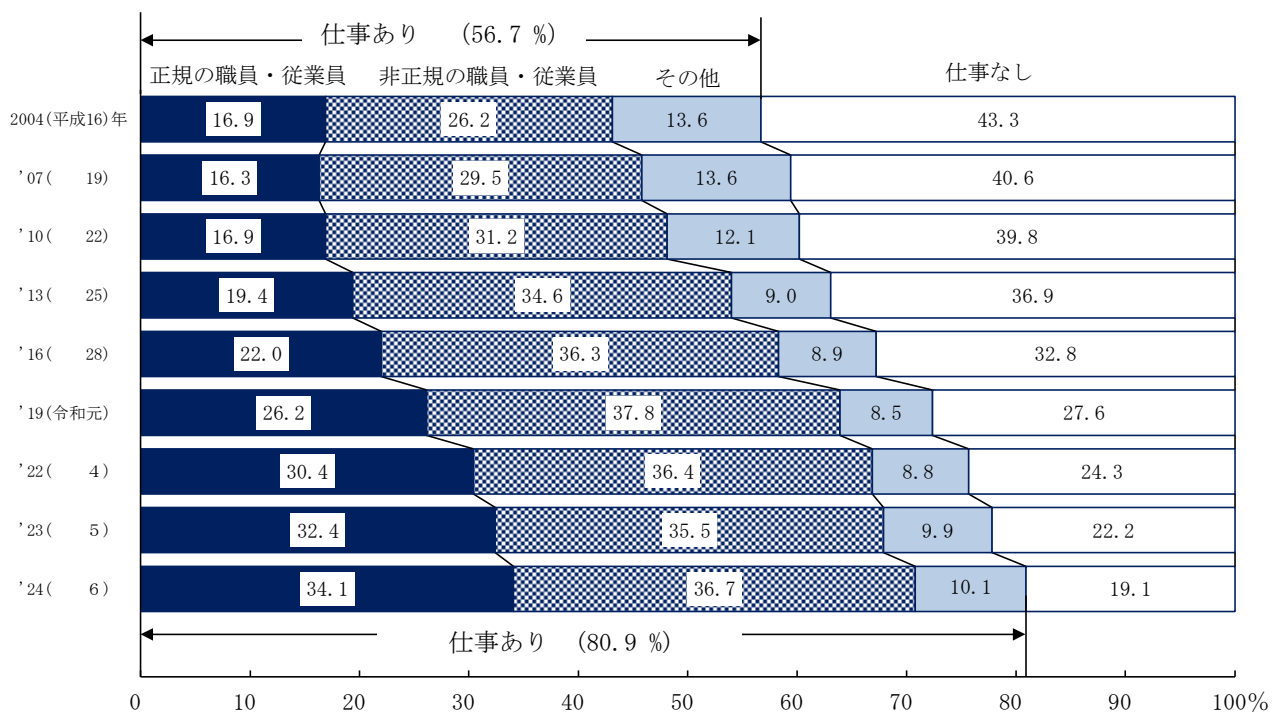
	総数	仕事あり	正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	非正規の 職 員 ・ 従 業 員	その他	仕事なし
推計数（単位：千世帯）						
2004（平成16）年	12 542	7 109	2 115	3 286	1 707	5 433
’07（ 19）	12 058	7 158	1 968	3 553	1 637	4 900
’10（ 22）	11 945	7 190	2 019	3 731	1 439	4 756
’13（ 25）	11 711	7 384	2 269	4 056	1 059	4 326
’16（ 28）	11 221	7 536	2 464	4 068	1 004	3 685
’19（令和元）	10 872	7 869	2 843	4 105	921	3 003
’22（ 4）	9 618	7 277	2 927	3 504	846	2 341
’23（ 5）	9 274	7 212	3 002	3 292	918	2 063
’24（ 6）	8 886	7 188	3 028	3 264	896	1 698
構成割合（単位：％）						
2004（平成16）年	100.0	56.7	16.9	26.2	13.6	43.3
’07（ 19）	100.0	59.4	16.3	29.5	13.6	40.6
’10（ 22）	100.0	60.2	16.9	31.2	12.1	39.8
’13（ 25）	100.0	63.1	19.4	34.6	9.0	36.9
’16（ 28）	100.0	67.2	22.0	36.3	8.9	32.8
’19（令和元）	100.0	72.4	26.2	37.8	8.5	27.6
’22（ 4）	100.0	75.7	30.4	36.4	8.8	24.3
’23（ 5）	100.0	77.8	32.4	35.5	9.9	22.2
’24（ 6）	100.0	80.9	34.1	36.7	10.1	19.1

注：1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 母の「仕事の有無不詳」を含まない。

3) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

図7 児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移



注：1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 母の「仕事の有無不詳」を含まない。

3) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

Ⅱ 各種世帯の所得等の状況

「2024年調査」の所得とは、2023（令和5）年1月1日から12月31日までの1年間の所得である。

生活意識については、2024（令和6）年7月11日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

2023（令和5）年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が536万円となっている。また、「高齢者世帯」が314万8千円、「高齢者世帯以外の世帯」が666万7千円、「児童のいる世帯」が820万5千円となっている。（表7、図8）

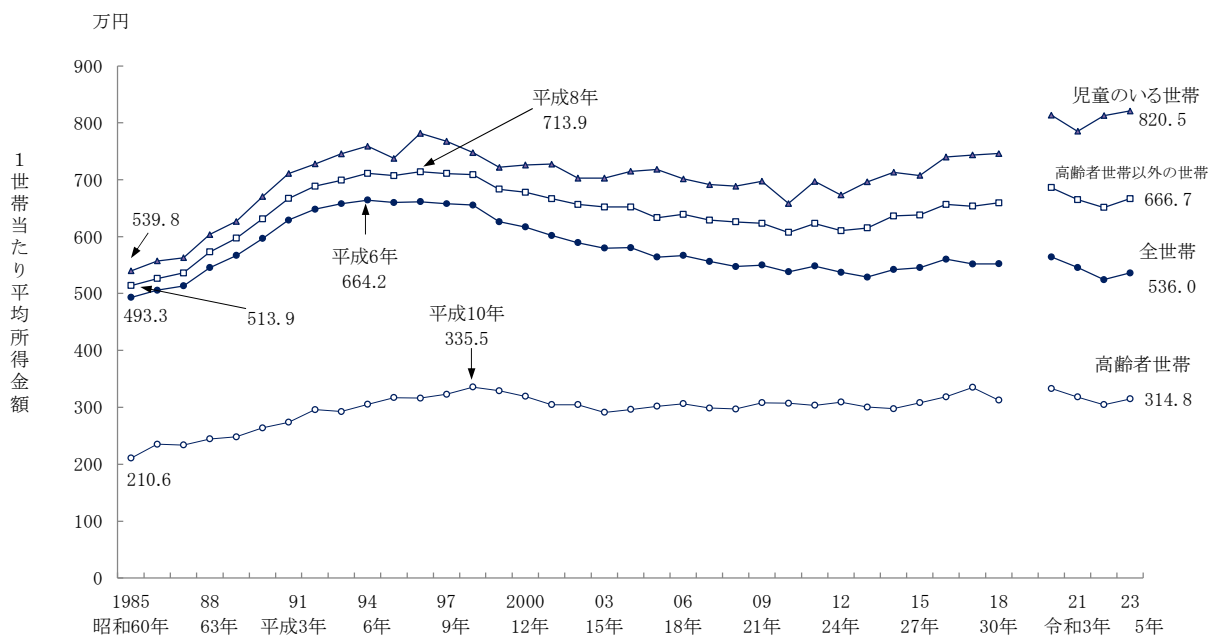
表7 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	2014 (平成26)年	2015 (27)年	2016 (28)年	2017 (29)年	2018 (30)年	2019 (令和元)年	2020 (2)年	2021 (3)年	2022 (4)年	2023 (5)年
全 世 帯 (万円)	541.9	545.4	560.2	551.6	552.3	…	564.3	545.7	524.2	536.0
対前年増減率 (%)	2.5	0.6	2.7	△1.5	0.1	…	…	△3.3	△3.9	2.3
高 齢 者 世 帯 (万円)	297.3	308.1	318.6	334.9	312.6	…	332.9	318.3	304.9	314.8
対前年増減率 (%)	△1.1	3.6	3.4	5.1	△6.7	…	…	△4.4	△4.2	3.2
高齢者世帯以外の世帯 (万円)	636.4	638.0	656.3	653.2	659.3	…	685.9	665.0	651.1	666.7
対前年増減率 (%)	3.4	0.3	2.9	△0.5	0.9	…	…	△3.0	△2.1	2.4
児 童 の い る 世 帯 (万円)	712.9	707.6	739.8	743.6	745.9	…	813.5	785.0	812.6	820.5
対前年増減率 (%)	2.4	△0.7	4.6	0.5	0.3	…	…	△3.5	3.5	1.0

注：1)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2)2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



注：1)1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3)2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。

4)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

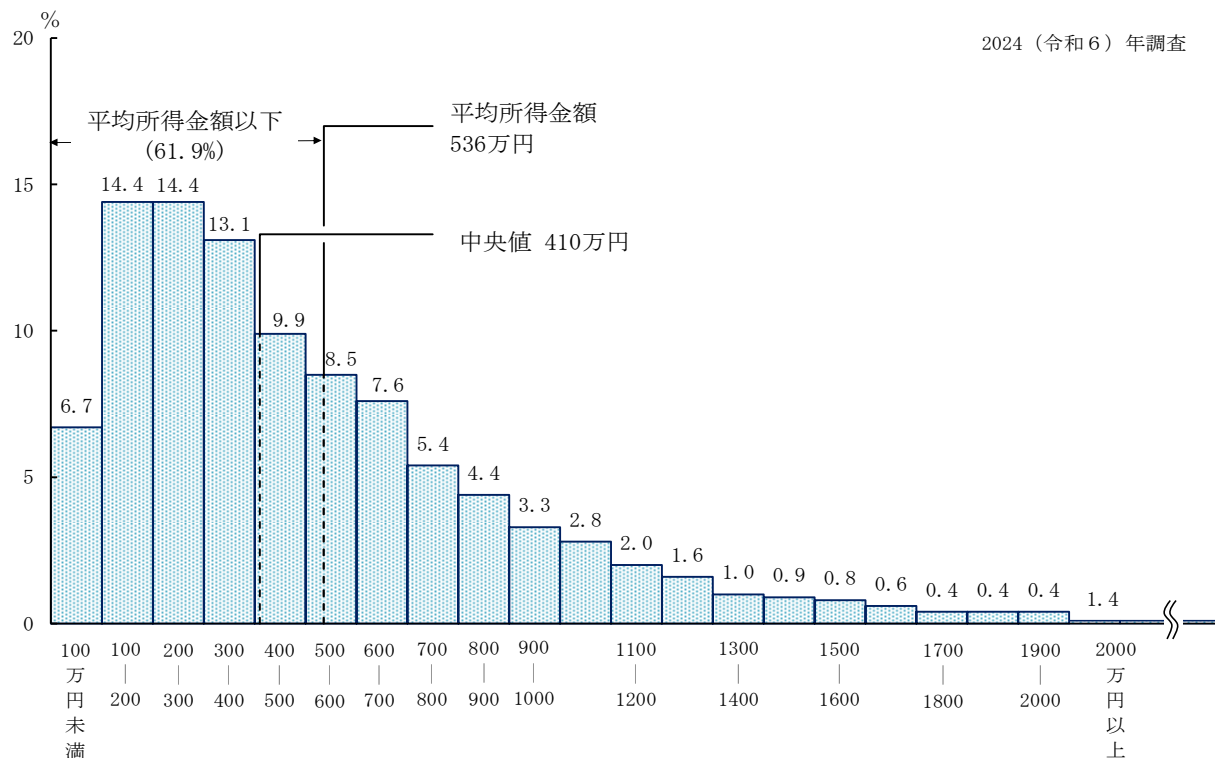
5)2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「100～200 万円未満」及び「200～300 万円未満」が 14.4%、「300～400 万円未満」が 13.1%と多くなっている。

中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値）は 410 万円であり、平均所得金額（536 万円）以下の割合は 61.9%となっている。（図 9）

図 9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

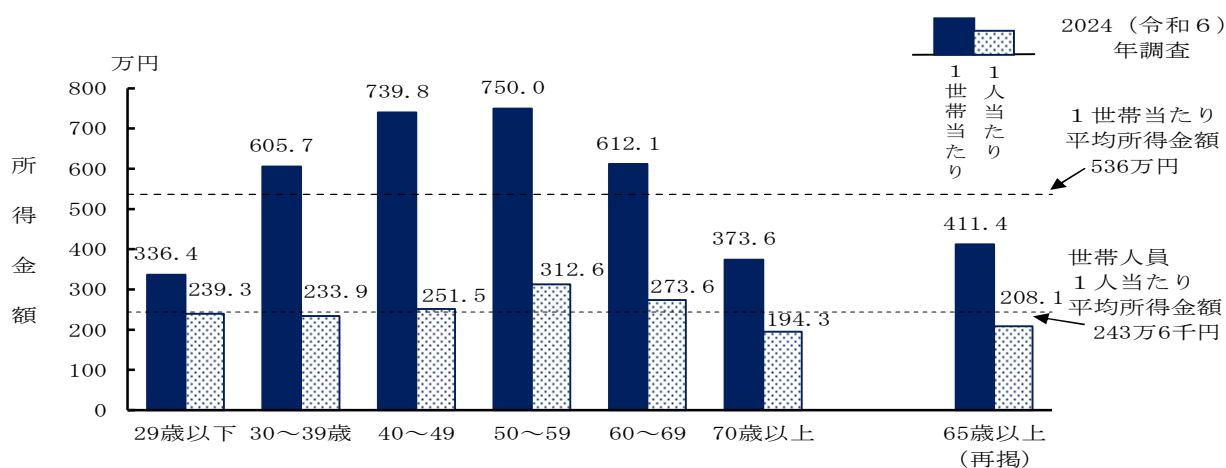


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に 1 世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59 歳」が 750 万円で最も高く、次いで「40～49 歳」、「60～69 歳」となっており、最も低いのは「29 歳以下」の 336 万 4 千円となっている。

世帯人員 1 人当たり平均所得金額をみると、「50～59 歳」が 312 万 6 千円で最も高く、最も低いのは「70 歳以上」の 194 万 3 千円となっている。（図 10）

図 10 世帯主の年齢階級別にみた 1 世帯当たり－世帯人員 1 人当たり平均所得金額



4 所得の種類別の状況

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が72.9%、「公的年金・恩給」が21.0%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が63.5%、「稼働所得」が25.3%となっている（表8）。

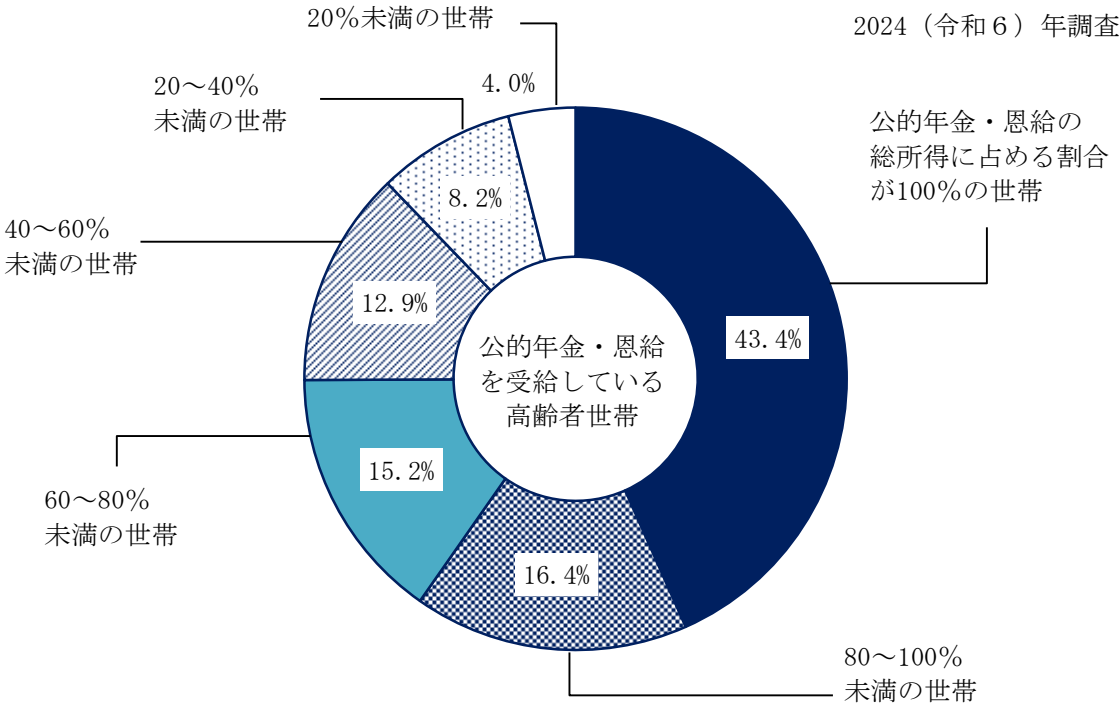
表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額

2024（令和6）年調査

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金・ 恩給	財産所得	公的年金・ 恩給以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	仕送り・ 企業年金・ 個人年金等・ その他の所得
	1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）							
全世帯	536.0	390.6	365.3	112.5	13.7	5.1	2.1	14.1
高齢者世帯	314.8	79.7	66.5	200.0	14.4	1.8	-	18.9
高齢者世帯以外の世帯	666.7	574.2	541.7	60.8	13.3	7.0	3.4	11.3
児童のいる世帯	820.5	761.0	721.3	23.1	13.1	18.0	14.4	5.3
	1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）							
全世帯	100.0	72.9	68.1	21.0	2.6	0.9	0.4	2.6
高齢者世帯	100.0	25.3	21.1	63.5	4.6	0.6	-	6.0
高齢者世帯以外の世帯	100.0	86.1	81.3	9.1	2.0	1.0	0.5	1.7
児童のいる世帯	100.0	92.8	87.9	2.8	1.6	2.2	1.8	0.6

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は43.4%となっている（図11）。

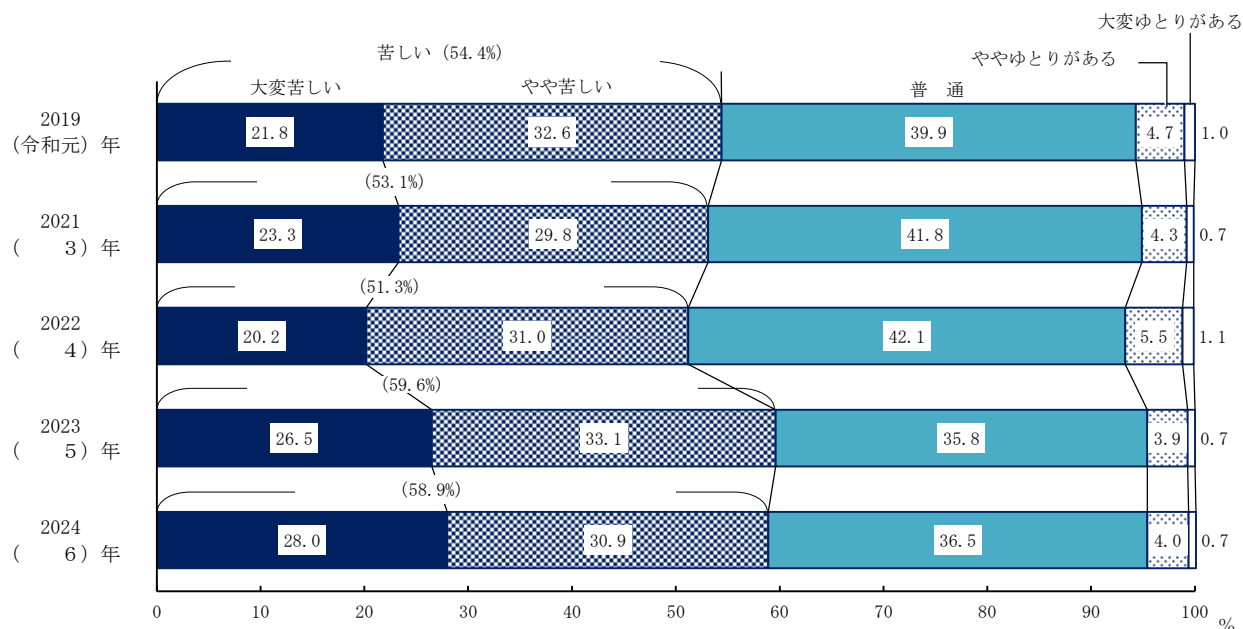
図11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



5 生活意識の状況

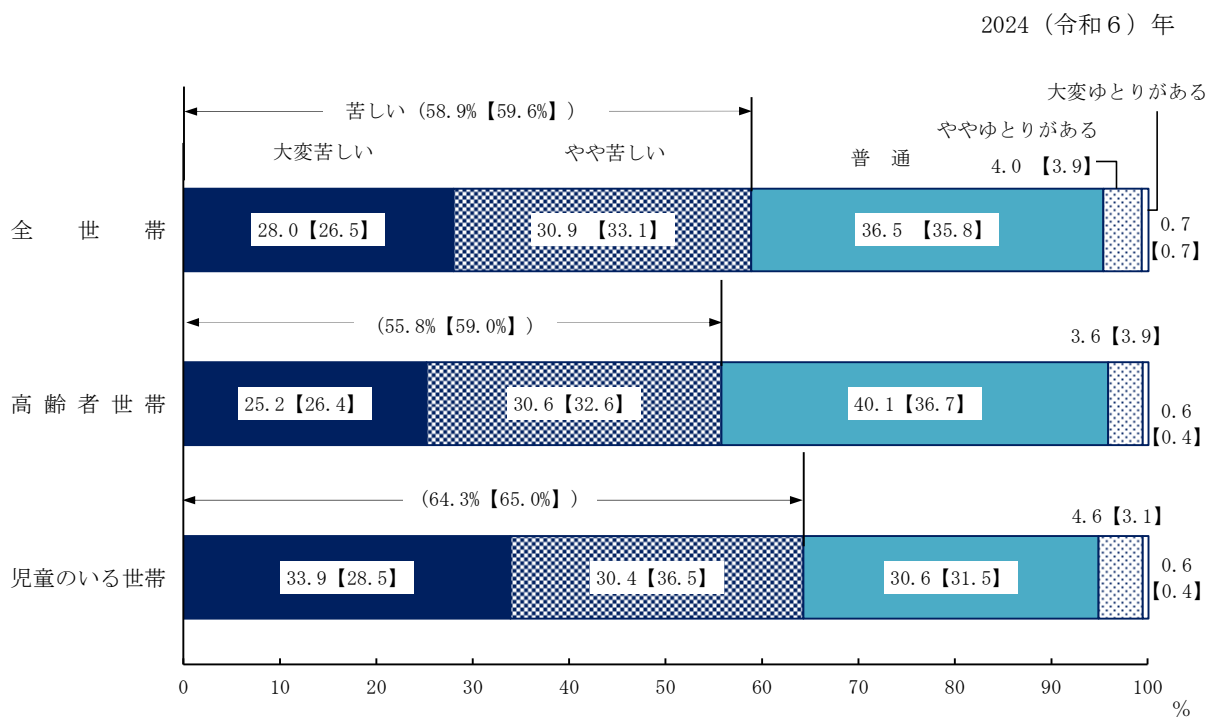
生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が58.9%となっている（図12）。

図12 世帯の生活意識の年次推移



各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が55.8%、「児童のいる世帯」が64.3%となっている（図13）。

図13 各種世帯の生活意識



統 計 表

- 第 1 表 各種世帯別にみた世帯の状況
- 第 2 表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態
- 第 3 表 児童数・世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数
- 第 4 表 各種世帯別にみた所得の状況
- 第 5 表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値
- 第 6 表 各種世帯別にみた生活意識の年次推移

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

2024(令和6)年

	全 世 帯	高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯	児 童 の いる 世 帯	65歳以上の者のいる世帯
世帯数(千世帯)	54 825	17 207	590	9 074	27 604
全世帯に占める割合(%)	100.0	31.4	1.1	16.6	50.3
平均世帯人員(人)	2.20	1.49	2.60	3.93	2.07

第2表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態

(単位：千人)

2024(令和6)年

性 年 齢 階 級	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子 と 同 居	子 同 夫 婦 と 居	配偶者のいない子 と 同 居	そ の 他 の 親 族 と 同 居	非 親 族 と 同 居
男	18 104	3 255	8 600	5 406	940	4 466	816	27
65～69歳	4 017	762	1 682	1 152	81	1 070	414	7
70～74	4 688	880	2 243	1 319	163	1 156	236	10
75～79	4 117	710	2 130	1 176	187	989	94	7
80歳以上	5 283	902	2 545	1 759	508	1 251	72	4
女	22 222	5 777	7 684	7 939	1 959	5 981	792	30
65～69歳	4 333	685	1 907	1 430	168	1 262	291	20
70～74	5 224	1 134	2 278	1 608	246	1 362	198	5
75～79	4 925	1 247	1 960	1 591	300	1 290	126	1
80歳以上	7 740	2 711	1 539	3 310	1 244	2 066	177	3

第3表 児童数・世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数

(単位：千世帯)

2024(令和6)年

	総数	1 人	2 人	3 人	4 人以上	児 童 の いる 世 帯 の 平均 児 童 数 (人)
総数	9 074	4 329	3 556	1 011	178	1.68
単独世帯	14	14	・	・	・	1.00
核家族世帯	7 842	3 662	3 150	882	148	1.69
夫婦と未婚の子のみの世帯	7 183	3 264	2 953	829	137	1.70
ひとり親と未婚の子のみの世帯	659	398	197	53	11	1.51
三世帯世帯	975	515	322	114	24	1.64
その他の世帯	243	139	84	15	5	1.54

第4表 各種世帯別にみた所得の状況

2024（令和6）年調査

		全 世 帯	高 齢 者 世 帯	高 齢 者 世 帯 以 外 の 世 帯	児 童 の い る 世 帯	65歳以上の者の い る 世 帯
1世帯当たり平均所得金額(万円)		536.0	314.8	666.7	820.5	440.8
1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)		415.6	266.7	508.7	621.5	350.9
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)		243.6	206.7	256.4	204.0	211.3
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)		336.6	205.9	355.1	392.5	248.8
構 成 割 合 (%)	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第Ⅰ五分位 (第Ⅰ五分位値) 191万円	20.0	34.7	11.3	5.1	25.4
	第Ⅱ五分位 (第Ⅱ五分位値) 326万円	20.0	31.8	13.0	6.8	26.0
	第Ⅲ五分位 (第Ⅲ五分位値) 512万円	20.0	19.9	20.1	15.8	20.3
	第Ⅳ五分位 (第Ⅳ五分位値) 800万円	20.0	9.7	26.1	29.9	15.7
	第Ⅴ五分位	20.0	3.9	29.5	42.4	12.6

第5表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

2024（令和6）年調査

所得金額階級	全 世 帯		高 齢 者 世 帯		高 齢 者 世 帯 以 外 の 世 帯		児 童 の いる 世 帯		65歳以上の者の い る 世 帯	
	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)
総 数	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0
50万円未満	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	-	-	0.8	0.8
50～100	6.7	5.6	11.5	10.4	3.8	2.8	0.9	0.9	8.2	7.4
100～150	14.1	7.4	24.4	12.9	8.0	4.2	3.4	2.6	17.5	9.3
150～200	21.1	7.1	37.0	12.6	11.7	3.8	5.1	1.7	27.0	9.5
200～250	28.5	7.4	49.0	11.9	16.5	4.8	8.0	2.8	36.6	9.6
250～300	35.5	7.0	60.1	11.2	21.0	4.5	9.7	1.7	45.9	9.3
300～350	42.7	7.2	70.0	9.9	26.5	5.6	13.2	3.6	54.3	8.4
350～400	48.6	5.9	77.3	7.3	31.6	5.1	17.4	4.1	61.0	6.7
400～450	53.6	5.1	81.7	4.5	37.1	5.5	21.2	3.8	66.3	5.3
450～500	58.4	4.8	85.2	3.5	42.6	5.5	25.9	4.7	70.3	4.0
500～600	66.9	8.5	91.2	6.0	52.5	10.0	37.1	11.2	78.2	7.9
600～700	74.5	7.6	94.6	3.4	62.7	10.2	48.8	11.7	83.5	5.3
700～800	79.9	5.4	96.1	1.5	70.3	7.6	57.3	8.5	87.4	3.9
800～900	84.4	4.4	97.1	1.0	76.8	6.5	66.7	9.4	90.2	2.7
900～1000	87.7	3.3	97.6	0.5	81.8	5.0	74.5	7.8	92.1	1.9
1000万円以上	100.0	12.3	100.0	2.4	100.0	18.2	100.0	25.5	100.0	7.9
平均所得金額 (536万円) 以下の割合(%)	61.9		88.2		46.4		29.4		73.8	
中央値(万円)	410		253		573		712		319	

第6表 各種世帯別にみた生活意識の年次推移

(単位：％)

	苦しい			普通	ゆとりがある	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
	大変苦しい	やや苦しい					
全世帯							
2019（令和元）年	54.4	21.8	32.6	39.9	5.7	4.7	1.0
’20（ 2）	...	...	...	...	...	...	...
’21（ 3）	53.1	23.3	29.8	41.8	5.0	4.3	0.7
’22（ 4）	51.3	20.2	31.0	42.1	6.6	5.5	1.1
’23（ 5）	59.6	26.5	33.1	35.8	4.6	3.9	0.7
’24（ 6）	58.9	28.0	30.9	36.5	4.6	4.0	0.7
高齢者世帯							
2019（令和元）年	51.7	19.7	31.9	42.9	5.4	4.4	1.0
’20（ 2）	...	...	...	...	...	...	...
’21（ 3）	50.4	21.3	29.1	44.9	4.7	4.0	0.7
’22（ 4）	48.3	18.1	30.2	45.1	6.6	5.8	0.8
’23（ 5）	59.0	26.4	32.6	36.7	4.3	3.9	0.4
’24（ 6）	55.8	25.2	30.6	40.1	4.2	3.6	0.6
児童のいる世帯							
2019（令和元）年	60.4	25.5	34.9	35.6	4.0	3.3	0.7
’20（ 2）	...	...	...	...	...	...	...
’21（ 3）	59.2	25.4	33.8	36.6	4.2	3.7	0.5
’22（ 4）	54.7	22.9	31.7	39.0	6.3	5.4	0.9
’23（ 5）	65.0	28.5	36.5	31.5	3.6	3.1	0.4
’24（ 6）	64.3	33.9	30.4	30.6	5.1	4.6	0.6

注：2020（令和2）年は、調査を実施していない。

用 語 の 説 明

- 1 「**世帯**」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「**世帯主**」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「**世帯員**」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「**世帯構造**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世代世帯
世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「**世帯類型**」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
※ 2023（令和5）年以前の定義：65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「**家族形態**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯に1人だけの場合をいう。
 - (2) 夫婦のみの世帯
配偶者のみと同居している場合をいう。

- (3) 子と同居
 - ア 子夫婦と同居
 - イ 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。
- (4) その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。
- (5) 非親族と同居

上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

7 「**児童**」とは、18歳未満の者をいう。

※ 2023(令和5)年以前の定義：18歳未満の未婚の者をいう。

8 児童のいる世帯における「**母**」とは、世帯内で最も年少の児童(以下「**末子**」という。)の母をいう。なお、表6・図7(8頁)では、末子の母のいない世帯を集計対象から除いている。

9 「**仕事あり**」とは、2024(令和6)年5月中に所得を伴う仕事をしていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

- (1) 雇用者であって、2024(令和6)年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合(例えば、病気で休んでいる場合)
- (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、2024(令和6)年5月中に事業は経営されていた場合
- (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合
- (4) 職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中であった場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①～⑩に分類される。

- ① 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)
- ② 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)
- ③ 1月以上1年未満の契約の雇用者
- ④ 日々又は1月未満の契約の雇用者
- ⑤ 会社・団体等の役員
- ⑥ 自営業主(雇人あり)
- ⑦ 自営業主(雇人なし)
- ⑧ 家族従業者
- ⑨ 内職
- ⑩ その他

10 「**正規の職員・従業員**」及び「**非正規の職員・従業員**」は、次の勤め先での呼称の分類による。

- (1) 正規の職員・従業員とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。
- (2) 非正規の職員・従業員とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。

ア パート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

ウ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。

エ 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

オ その他

上記ア～エ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記 9 「仕事あり」を勤めか自営かの別①～⑩に分類したものうち、役員以外の雇用者である①～④について分類したものである。

11 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値をいう。

12 「所得五分位階級」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて 5 等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。

13 「所得の種類」は、次の分類による。

（１）稼働所得

雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。

ア 雇用者所得

世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。

イ 事業所得

世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。

ウ 農耕・畜産所得

世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。

エ 家内労働所得

世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

（２）公的年金・恩給

世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（２つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。

（３）財産所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。

（４）公的年金・恩給以外の社会保障給付金

ア 雇用保険

世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付等をいう。

イ 児童手当等

世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。

ウ その他の社会保障給付金

世帯員が受けた上記（２）、（４）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。

(5) 仕送り・企業年金・個人年金等・その他の所得

ア 仕送り

世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。

イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（１）～（４）、（５）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

- 14 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が５区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。